

30 土砂災害防止対策の充実について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進
- 2 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の円滑な実施

(要 旨)

1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進

本市では、過去から多くの大規模な土砂災害が発生していますが、整備を必要とする危険箇所が数多く集中しているため、その整備水準はいまだ低い状況にあります。

国におかれては、平成 11 年 6 月の豪雨による土砂災害を契機に「広島西部山系直轄砂防事業」として砂防堰堤を着実に整備していただき、また、平成 26 年 8 月の豪雨による土砂災害については、平成 29 年 5 月に緊急事業を完了した後も、引き続き、安全性を確保するための砂防施設の整備を本年度末の完成を目指して進めていただいております。

こうした中、平成 30 年 7 月の豪雨による土砂災害において甚大な被害を受けたことから、平成 30 年 8 月に、「広島西部山系直轄砂防事業」に安佐北区口田南地区など 3 地区を追加するとともに、新たに安芸南部山系において緊急事業の実施を決定され、安芸区矢野東地区など 3 地区で砂防堰堤の整備を進めていただき、緊急事業については、いずれの地区も本年度末に完了予定となっています。

本市としても、今後とも、流路となる普通河川改修等に国と一体となって鋭意取り組むとともに、災害情報の伝達や警戒避難体制の整備などソフト対策の推進に積極的に取り組んでまいります。

つきましては、広島西部山系及び安芸南部山系は、従来より砂防施設の整備を待たれている地区が多いことに鑑み、再度の災害防止のための砂防施設の整備をはじめ、両直轄砂防事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」の円滑な実施

土砂災害警戒区域等は，土砂災害防止法に基づき，県において区域指定のための基礎調査を行った上で，指定されてきました。

こうした中，平成 26 年 8 月 20 日の豪雨により本市で発生した土砂災害等を踏まえ，改正土砂災害防止法が同年 11 月 12 日に成立し，県には，基礎調査結果の公表や土砂災害警戒情報の市町村への通知等とともに，おおむね 5 年以内に基礎調査が完了するよう努めることが義務付けられたことから，広島県では令和元年度までの指定完了を目指して取組が行われています。

同法の施行に当たり，本市では地元説明会及び広報紙等により住民へ十分な周知を図るとともに，土砂災害特別警戒区域に指定された地区の住宅の移転・改修を支援するなど，人的被害を回避するための土砂災害防止対策を進めていきたいと考えております。

つきましては，同法の円滑な実施と土砂災害の防止を図るため，移転者等に対する支援措置について補助金の増額など更なる拡充を図るとともに，不動産取得税の減免措置など税制上の支援措置についても，格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進について

事業主体	国（国土交通省）		
事業名	広島西部山系直轄砂防事業	安芸南部山系直轄砂防事業	
事業期間	平成 13 年度～	平成 30 年度～	
事業内容	土砂災害防止施設の整備		
関係市町	広島市（東区，西区一部，安佐南区，安佐北区一部，佐伯区一部），廿日市市，大竹市	広島市（安芸区一部），呉市，坂町	
事業費	平成 30 年度まで	約 658 億円	約 58 億円
	令和元年度	約 76 億円	約 19 億円

2 位置図



2 要望する土砂災害特別警戒区域における税財政上の支援措置について

(1) 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の融資（地すべり等関連住宅融資）の拡充

◎ 融資条件の緩和，利率の引下げ

<p>〔地すべり等関連住宅融資〕</p> <p>移転勧告を受けた者に対し，一般融資に比べ低利で融資</p>	<p>〔融資条件〕</p> <p>① 市長の証明書，勧告書の写し</p> <p>② 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内の申し込み</p> <p>③ 居室，台所，トイレが備えられている住宅など</p> <p>【令和元年7月1日から7月31日までに融資の申込をされた方の適用利率 年0.45%】</p>
---	---

(2) 住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業，住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業）の拡充

◎ 補助金額の増額

<p>1 がけ地近接等危険住宅移転事業</p> <p>がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援</p>	<p>〔補助対象限度額〕</p> <p>① 除却等費 95万7千円／戸</p> <p>② 建物助成費(借入金利子に相当する費用)</p> <p>建物 457万円／戸</p> <p>土地 206万円／戸</p> <p>敷地造成 59万7千円／戸</p> <p>計 722万7千円／戸</p>
<p>2 住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業</p> <p>土砂災害特別警戒区域の既存不適格建築物を土砂災害に対して安全な構造となるよう改修を支援</p>	<p>① 補助率：改修工事費の23%</p> <p>② 補助対象限度額（改修工事費の上限）330万円</p> <p>③ 補助限度額75万9千円</p>

(3) 不動産取得税の減免措置の復活

<p>〔不動産取得税の減免期間〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度創設 平成22年3月31日時限立法により廃止 	<p>〔地方税法〕</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>附則第11条第19項</p> <p>〔控除〕</p> <p>不動産取得税の課税標準を1/5控除</p>
--	--

(4) 土地建物を売却した場合の譲渡所得に対する特別控除の創設

<p>所得税法の特別控除適用外譲渡所得に対する特別控除の創設</p> <p>〔参考〕（所得税法第58条）</p> <p>同一年内に譲渡する前の資産と規模，用途がほぼ同じくする資産を取得した場合には所得はなかったものとして扱う。</p>
